

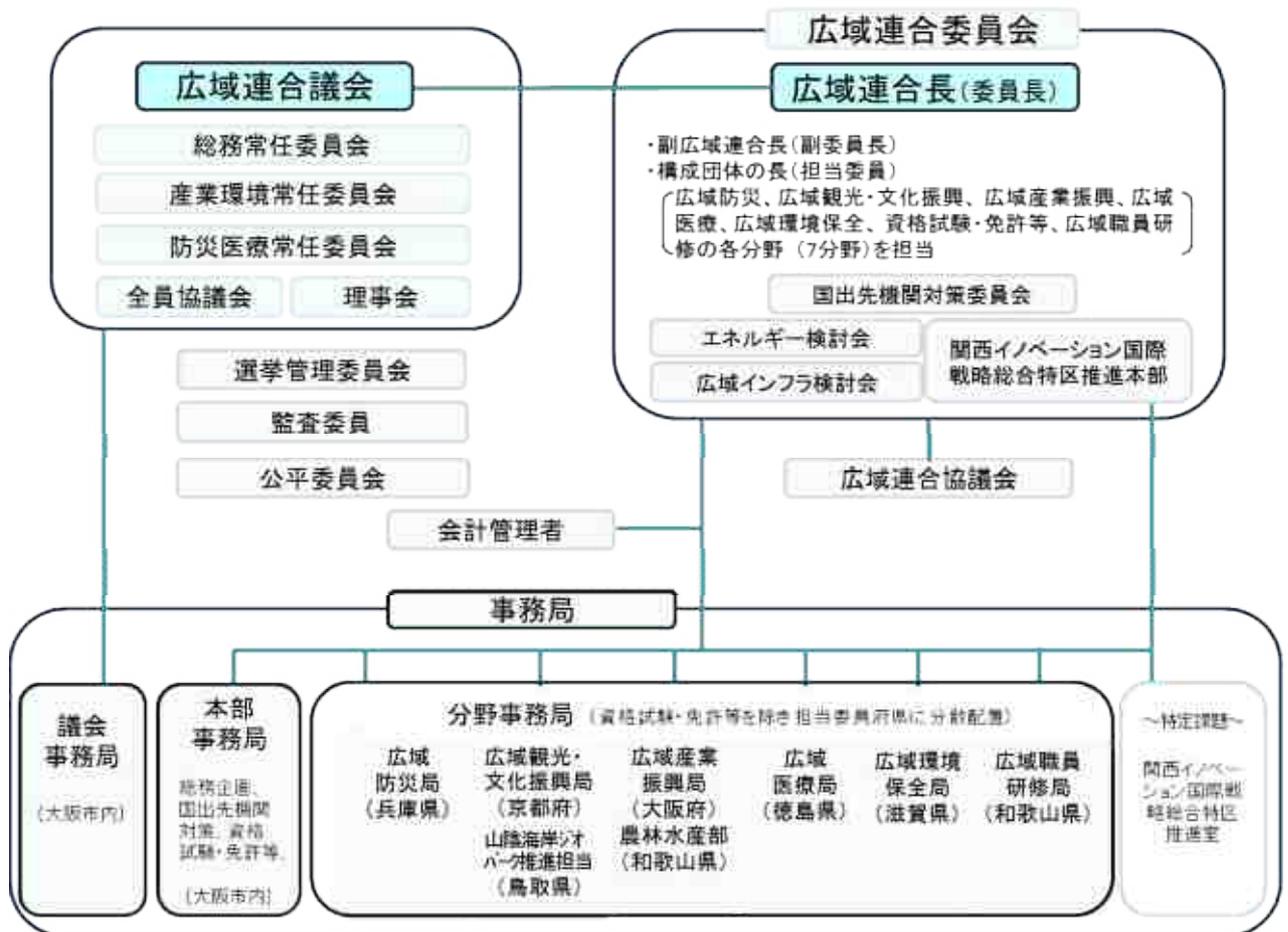
関西広域連合の国出先機関対策の概要

1 関西広域連合について

(1) 関西広域連合の設立のねらい

- ① 関西における広域行政を展開する（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）
- ② 国と地方の二重行政を解消する（国出先機関の事務の受け皿づくり）
- ③ 地方分権の突破口を開く（分権型社会の実現への地方自らの取り組み）

(2) 関西広域連合のガバナンス、事務執行体制



構成団体 2府5県4政令市

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市、堺市、京都市、神戸市)

職員数（10月1日時点）487名（専任30名、構成府県市職員との併任457人）

※議会事務局含む

2 これまでの経緯、関西広域連合の動き

21年7月

民主党の政権政策 Manifesto2009（抄）

【政策目的】

国と地方の二重行政は排し、地方にできることは地方に委ねる。

【具体策】

国出先機関を原則廃止する。

22年6月

「地域主権戦略大綱」 閣議決定

- ・ 全国一律・一斉に取り扱うのではなく、地方の発意による選択的実施による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築する。
- ・ 自治体間連携の自発的形成や広域連合など広域的实施体制の整備に依じて、事務・権限の移譲が可能となるような仕組みも併せて検討・構築する。

22年12月

「アクション・プラン」 閣議決定

- ・ 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することが基本。
- ・ 広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとする。
- ・ 平成24年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て26年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。

22年12月

関西広域連合設立・国出先機関対策委員会の設置

23年5月

関西・九州から移管希望機関提示

関西、九州共に、当面の移管希望機関として①経済産業局、②地方整備局、③地方環境事務所を提示。

24年3月

近畿市長会・近畿府県町村会長会への説明会の実施

(※4月以降の動きの詳細については次頁参考)

24年6月

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する特例法案」を提示

24年9月

平成24年通常国会 会期末（9月8日）

【参考】平成24年4月以降の動き（詳細）

●関西広域連合の取り組み、○国等の取り組み

1. 取組状況

- 5月7日：地方分権改革シンポジウム「国出先機関の移管実現と地域の自立」
（九州地方知事会、関西経済連合会、九州経済連合会、日本経済団体連合会、経済同友会との共催）
- 6月8日：「アクション・プラン」推進委員会（第9回）
「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」について検討が行われ、法律案と閣議決定案の取扱いについて、川端内閣府特命担当大臣に一任された。
- 6月13日：政府及び民主党への要請活動（嘉田国出先機関対策委員長）
要請先：逢坂誠二衆議院議員（地域主権調査会会長代行）
山花郁夫衆議院議員（地域主権調査会事務局長）
※地域主権推進担当の内閣府政務三役及び前原誠司政策調査会長、
海江田万里 地域主権調査会長については、事務方を通じて要請文を手交
- 6月20日：政府及び民主党への要請活動（井戸連合長）
要請先：藤村修内閣官房長官、民主党陳情要請対応本部
- 6月21日：第180回通常国会が9月8日迄延長
- 6月21日：法律案の早期国会提出を求めるコメント発出（井戸連合長・嘉田委員長）
- 7月3日：嘉田国出先機関対策委員長による緊急声明の発出
- 8月23日：法律案の早期国会提出を求める声明の発出（関西広域連合）
- 9月7日：法律案の早期国会提出を求める声明の発出（関西広域連合）
- 9月8日：第180回通常国会が閉会

2. 今後の予定（見通し）

- 閣議決定及び次期臨時国会への法案提出

3 “丸ごと移管”を主張

- ・ 国出先機関の機能そのものを廃止するのではない。
- ・ 出先機関の事務・権限、人員、財源等をそのまま広域連合に“丸ごと移管”するもの。(事務・権限の仕分けを前提とすると膨大な作業と些末な議論となる)
- ・ 当面の対象機関としては、「経済産業局」、「地方整備局」、「地方環境事務所」の3機関を求めている。
- ・ 最終的には、近畿農政局など内政に係る全ての国出先機関の移管を目指す。

【3機関の選定理由】

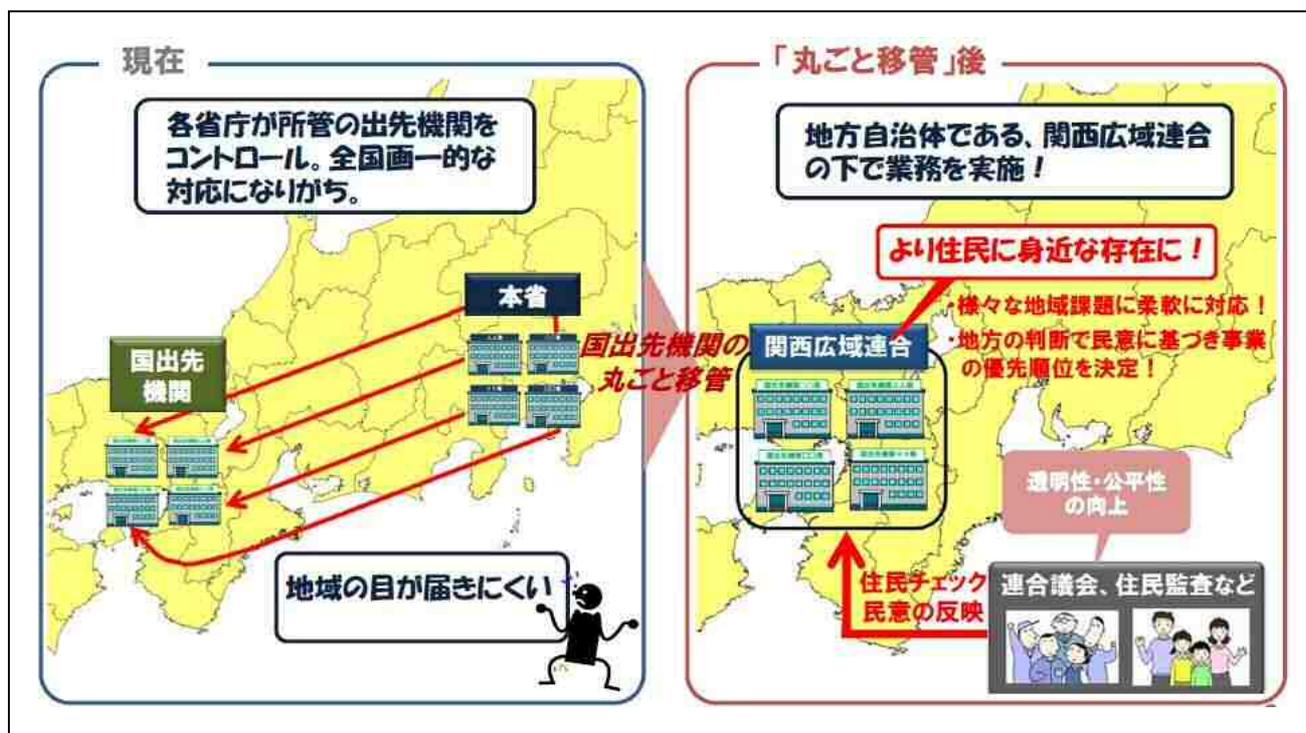
関西広域連合と九州地方知事会とが協力をし、まずは、3機関の移管を求めた。

- ① 近畿経済産業局：中小企業支援対策を中心に広域連合や府県事務と関係が深い。
- ② 近畿地方整備局：直轄国道・河川等住民生活に直接影響するインフラ整備を担う。
- ③ 近畿地方環境事務所：山陰海岸ジオパークの保全と活用など総合的な行政を展開。

4 国出先機関の原則廃止の意義

(1) ガバナンスの向上と政策への「地域ニーズ」の迅速な反映

地域から遠い本省のコントロールではなく、住民に選ばれた知事や議員のガバナンス下で行政運営の公平性・透明性が向上、地域の意見が反映されやすい組織。



- (2) 「二重行政」や「縦割り行政」を解消し、地方ならではの総合行政を展開
 省庁・自治体の枠を越えた地方ならではの総合行政を展開、効果的・迅速な事業実施が可能。

【効果例】

- ・経済産業局と自治体による類似の中小・ベンチャー支援の総合的推進



- ・国道と県道の管理主体の連携による効果的な管理や整備

(例)道路が損傷している場合の補修など



国の特定地方行政機関の事務等の移譲 に関する法律案（概要）

1 目的

この法律は、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようにするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合における事務等の移譲、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 基本理念

- ① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。
- ② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。
- ③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 対象

（1）制度を利用できる主体

2以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）を包括するもの（以下「特定広域連合」という。）並びに北海道及び沖縄県（以下「特定広域連合等」という。）とする。

(2) 移譲対象特定地方行政機関

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所をいう。

(3) 移譲事務等

移譲対象特定地方行政機関に関し、法令の規定により特定広域連合等の長に移譲される措置の対象となる事務等をいう。

4 国及び特定広域連合等の責務

- ① 国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。
- ② 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、国に対し、移譲事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに移譲事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。
- ③ 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

5 事務等移譲基本方針の策定

- ① 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「事務等移譲基本方針」という。）を閣議決定により定める。
- ② 事務等移譲基本方針には、以下の事項を定める。
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を促進するために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - ・6①の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し政府が講ずべき措置についての計画
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項

6 事務等移譲計画の認定

- ① 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、②の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、事務等の移譲を求めようとする移譲対象特定地方行政機関ごとに、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。（特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手續と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。）
- ② 事務等移譲計画には、以下の事項を定める。
- ・移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
 - ・移譲対象特定地方行政機関の名称
 - ・特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域（特定広域連合にあっては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域）内において設定する区域（以下「実施区域」という。）
 - ・事務等移譲計画の目標
 - ・特定広域連合等が移譲事務等を開始する日
 - ・移譲事務等の実施体制に関する事項として内閣府令で定めるもの
 - ・特定広域連合にあっては、移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等に関する事項その他の移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に関する事項
- 等
- ③ 内閣総理大臣は、以下の基準に適合すると認めるときは、事務等移譲計画の認定をするものとする。
- ・事務等移譲基本方針に適合するものであること。
 - ・移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - ・事務等移譲計画に定められた実施区域が、移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又は当該管轄区域と3（1）の政令で定める区域の全部若しくは一部とを合わせた区域と一致するものであること。
- ④ 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込ま

れるものであることという基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。

- ⑤ 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。
- ⑥ 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。
- ⑦ 認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。
- ⑧ 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している当該特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し当該特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、別に法律で定める。

7 事務等の移譲

- ① 特定広域連合等が事務等移譲計画について認定を受けたときは、法令の定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移譲されるものとする。
- ② 移譲事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当該特定広域連合等の長に対する国の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいい、特定広域連合等がその固有の資格において当該行為の名宛人となるもの限り、国の特定広域連合等に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）を政令で定めることができる。

- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制^四の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、特定広域連合委員会の意見を聴くものとし、当該意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- ・条例の制定又は改廃につき、当該特定広域連合の議会にその議案を提出しようとするとき。
 - ・予算を調製しようとするとき。
 - ・実施計画を作成し、又はその変更をしようとするとき。
 - ・認定を受けた特定広域連合の重要事項であつて規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を置くものとする。
- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。当該要請を受けた特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。
- ⑦ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要

であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

9 事務等の移譲に伴う措置

(1) 職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

(2) 財政上の措置

国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10 事務等移譲推進本部

- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。
- ② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

11 その他

認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

(注) 広域連合制度への理事会制導入を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」が通常国会に提出済み。